

回答事業所数	100
--------	-----

1. 貴事業所の利用者・関係者で、新型コロナ感染者が発生したかについて、ご記入ください。

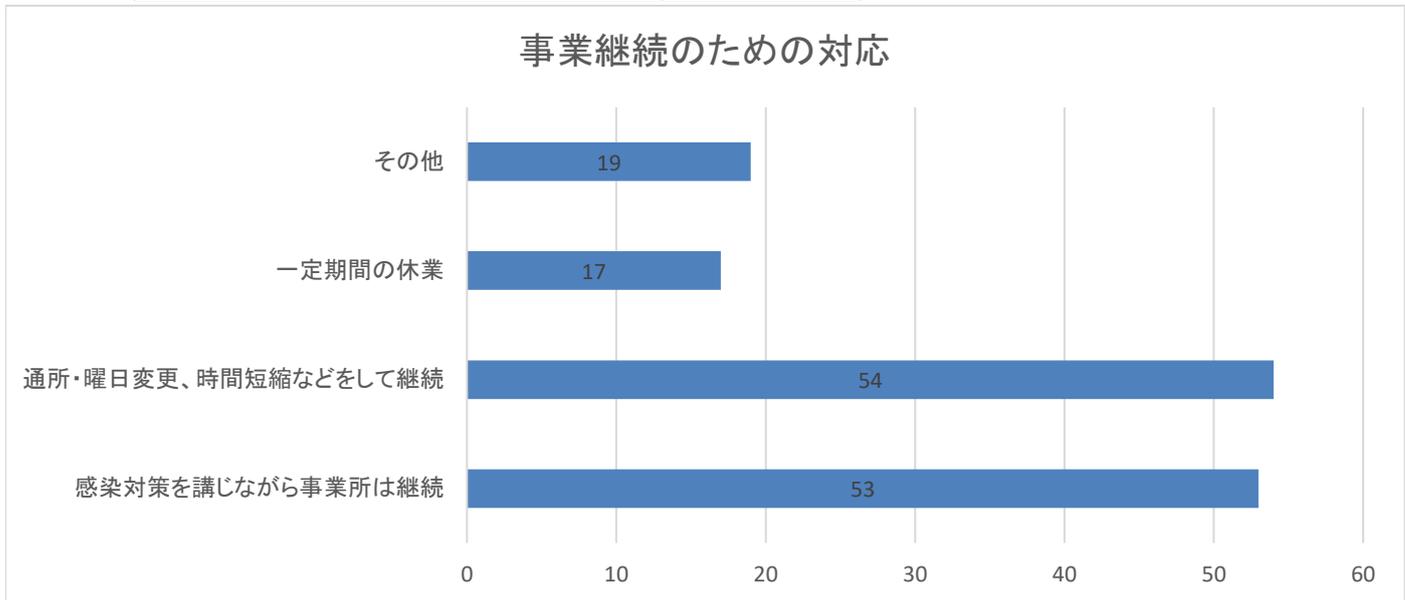
(1)感染者の発生の有無

	した	していない
○利用者で感染者が発生した	1	97
○利用者家族で感染者が発生した	1	97
○職員で感染者が発生した	0	98
○職員の家族で感染者が発生した	0	98

2. 緊急事態宣言以降の事業所の「事業継続」のための対応策についてお聞きします。

感染対策を講じながら事業所は継続	53
通所・曜日変更、時間短縮などをして継続	54
一定期間の休業	17
その他	19

事業継続のための対応

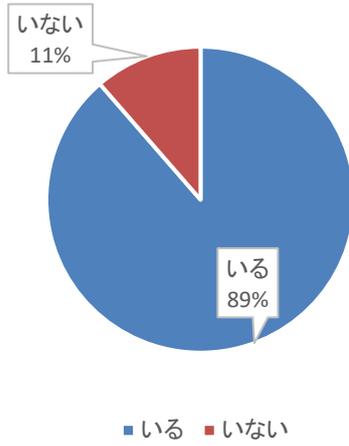


3. 「感染リスクを避けたい」「通所したくない」「自粛すべき」等の理由で、事業所を休んでいる利用者の方はいますか。該当する所に記入をしてください。

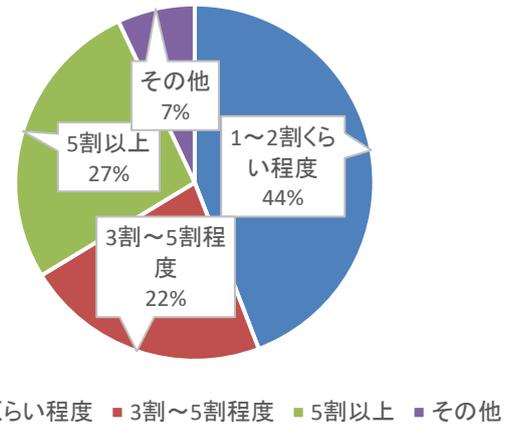
	いる	いない
(1)自粛の有無	86	11

	1～2割くらい程度	3割～5割程度	5割以上	その他
(2)自粛の規模はどのくらいですか？該当する所に記入をしてください。	38	19	23	6

休んでいる利用者の有無



自粛の規模



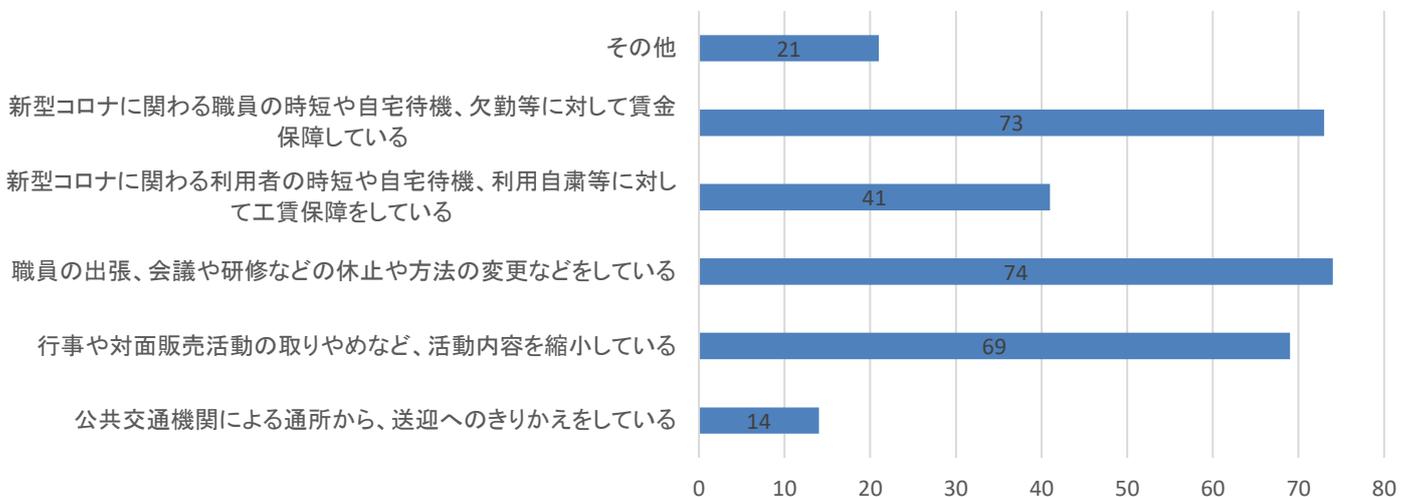
4. 緊急事態宣言の延長を受けて、3の対策の変更についてお聞きします

変更の予定はない	変更する予定
78	8

5. その他、事業所で行っている対策について当てはまるものについて選択してください。

公共交通機関による通所から、送迎へのきりかえをしている	14
行事や対面販売活動の取りやめなど、活動内容を縮小している	69
職員の出張、会議や研修などの休止や方法の変更などを行っている	74
新型コロナに関わる利用者の時短や自宅待機、利用自粛等に対して工賃保障をしている	41
新型コロナに関わる職員の時短や自宅待機、欠勤等に対して賃金保障している	73
その他	21

対策



7. 休業あるいは利用者が休んだ場合の報酬算定について自治体と連絡・調整していますか

している	していない
77	16

新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケート

利用者理由、事業所理由での自粛やキャンセルによる収入減の補てんが全くない。短期入所にも制度を作ってほしい。
感染対策にかかわる経費の補助または現物支給
先が見えない不安。 在宅の支援といっても電話かけだけではどうにもならない。 できることなら利用者の所得補償(前年度の工賃分くらい)はしていただきたい。
就労B型でパン・クッキーを販売していますが販売活動ができない状態です。利用者の工賃を補助して頂きたい。
緩和という言葉ではなく、はっきりと自粛がそうでないのかを決めてほしい。
利用者が特に食に関する作業を6月以降もフルでは取り組めないため、利用者工賃の保証が難しく、自立支援給付費ではない、助成金(休業手当にあてるための雇用調整助成金の代替財源)を望みます。
体温計を持っていない利用者が数名おり、購入しようにも売っていないことや、金銭的に余裕がなくて買えない人がいるため、体温計がほしいです。
「柔軟な対応」と厚労省事務連絡にあるように各事業所の状況をヒアリングの上、過去の請求実績に基づいて請求を認めてほしい。行政も職員も利用者も初めてのことだからであるのは共通だと思うので。
<ul style="list-style-type: none">・感染者が出た場合の対応はやはり不安です。特に感染がピークのときは、すぐに検査が受けられるのか、入院できるのかなど、障害のある人が集団で活動・生活しているため、隔離の方法など難しい対応が想定され、心配でした。・緊急時ということを前提に、在宅支援の内容については柔軟な対応をお願いしたいです。職員の給料保障をするためには、事業所の収入確保が前提で、通常どおりの報酬が必要です。・各自治体に対し、統一で柔軟な対応をするよう、東京都には指導していただきたいです。・マスク、消毒液、体温計、防護服などなど、行政からの支援がなく、すべて自力で手配・工夫しています。開所を続けるための物的支援(現金でも可)が必要だと思います。
<ul style="list-style-type: none">・感染者が出た場合の対応はやはり不安です。特に感染がピークのときは、すぐに検査が受けられるのか、入院できるのかなど、障害のある人が集団で活動・生活しているため、隔離の方法など難しい対応が想定され、心配でした。・緊急時ということを前提に、在宅支援の内容については柔軟な対応をお願いしたいです。職員の給料保障をするためには、事業所の収入確保が前提で、通常どおりの報酬が必要です。・各自治体に対し、統一で柔軟な対応をするよう、東京都には指導していただきたいです。・マスク、消毒液、体温計、防護服などなど、行政からの支援がなく、すべて自力で手配・工夫しています。開所を続けるための物的支援(現金でも可)が必要だと思います。
在宅支援等の給付申請を行うにあたり、手続きが煩雑でありハードルも比較的に高いように感じる。また、利用者が自主的に休まれた日と申請から許可までのタイムラグがあり、減収にも繋がっている。
医療体制が充分でない離島なので、都内とは状況があまりに違う。島内で発生した場合、どうするか。職員会議では「慎重な対応を」という結論。一つ一つ、対応に迷う。
現在通所者は休んでいただいているので、工賃については補償しているが、来年度の平均工賃は確実に下がってしまう。事業所収入も下がってしまうため運営が難しくなる。 今から来年度の補償についてははっきりと示してほしい。
当事業所は、作業現場は狭くてこのまま元に戻ったら、三密になるのは必至。在宅支援はしばらく認めてもらえるだろうか。市の公共施設を借りて喫茶を運営しているが、施設が閉館になっているので、喫茶業務が休業になっている。その場合の休業補償はないと言われているので、困っている。
京都市が独自に行なった就継Bの利用者への工賃補償。
本部でしている。直接のやり取りはないが、国から都、都から区へと通達がおりてくるのでその都度方針が出るまで、現状とどう擦り合わせたらよいか、バランスを取ればよいか具体的には補償の対象になるのかの確認がとれなくて困る。利用者の命を守らなくてはならないけれど、運営も守らなくてはならないジレンマを常に抱えているので、判断を誤らないか、感染を拡大させてしまわないか常に迷いがある。先に運営については、今年度は前年度並みを保証するとか大きな枠で示してくれないと、宣言が出るたび、解除するたび右往左往する。
緊急事態宣言解除後の、利用者の工賃確保の対策
通所事業所が、通所日の変更(減日)してしまったので、日中対応する職員体制を整えなければならないので、勤務体制を変更した。日中支援の給付単位が少ないのを改めて感じた。
時短により工賃が半減になってしまう。命を守るために、平常時の工賃をなんとか保障してあげたい
GHから通所している利用者が時短出勤になった時、GHの日中一時に支援と重複する部分は報酬を按分すると言われた。曜日で分けて、作業所に来ていてもGHで請求をしている。
職員の不安を解消したい、再開への具体的スケジュール
感染症発生時に行政からこういった援助が受けられるのか提示されていないこと
GH利用者の請求は各事業所単位で相談となっているが、対応が統一されていないので困っている。4月は通所先で請求、5月はGHで日中支援加算を請求すると一方的に言われている。一日2回の電話連絡を楽しみにされている方に、請求できないから電話をかけないという対応はせず継続している。対応を一本化していただきたい。

マスクの配布は有難かった。事業継続事業に福祉サービスにあたるので、細かい指示や防護服を配布されるなど準備して欲しい。突然だったので正解はないと思っている。
ソーシャルディスタンスをとれる会場の確保が難しい。現在、市の施設も閉鎖されている。
利用者に安全のため休んでもらっていますが、報酬も少なくなり事業所の経営にも支障が出てくる。通所1回でいくらという現在の報酬の仕組みは長期的な事業の運営活動には不向き。下請受注作業をしていますが、一般中小企業の経営状況から今後ますます仕事の確保が難しくなりそうです。
万が一、感染者が出た場合、作業(購入チラシのセット、チラシも使えない)を止めることとなり、請負元に迷惑が掛かる可能性が大きい。
都や市の取り組み、他施設の対応など情報を共有できればと思う。
授産の収入がかなり落ち込み困っています。都や市には、報酬で減ってしまった分の補填をしてほしい。
コロナが長引けば引き続き三密を避けながら開所していかなければならないが、作業所が狭いため通常時に戻すには不安が多すぎる。市などの空き事務所や土地の情報を出してくれると助かるのですが。
感染ピーク時は対面支援が必要か世田谷区へ確認を行った。必須ではなかったため、基本は電話対応のみで行った。
通院同行(精神科)しなくてはならない人への支援が精神的に不安。本人も支援者も。
緊急事態宣言が解除されたからといって、直ぐに通常開所にできる状況ではない。報酬請求の臨時措置の継続、もしくは月額報酬制への移行を強く要望する。
6月までの市内のイベントが中止になり、当施設も参加している菖蒲祭りも中止になった為、1か月分の工賃収入が入らなくなります。どの事業所も今年度の平均工賃が下がるのではないかと考えられます。平均工賃額による給付費の決め方はやはり無理があると思います。
上記7に関する事務手続きを簡略化して欲しいです。
緊急事態宣言が解除されても障害のある利用者が感染すると重症化するリスクが非常に高いので、自宅で過ごすことが可能な方には引き続き通所の自粛をお願いする予定です。 通常活動にいつ戻せるのか全く見通しが立っていない状況です。 報酬算定について、有効な治療薬やワクチンが開発され安心安全が担保されるまで現在の対応を継続して頂きたい。
緊急事態宣言が解除されても障害のある利用者が感染すると重症化するリスクが非常に高いので、自宅で過ごすことが可能な方には引き続き通所の自粛をお願いする予定です。 通常活動にいつ戻せるのか全く見通しが立っていない状況です。 報酬算定について、有効な治療薬やワクチンが開発され安心安全が担保されるまで現在の対応を継続して頂きたい。
区市町村によって報酬算定基準が曖昧で、有利なところは随分と有利だと聞く。事務所の手続きも煩雑にならないように配慮しながら平等的にしてもらいたい
消毒液・ガウン・フェイスシールド等の物品が手に入りにくい。また、感染者が発生したときに対応する職員を分けたり、自宅待機させることにより人員体制不足や支援内容の限界(入浴や日中活動ができなくなる等)がとても心配です。以上の内容に対する手助け(ドクター・看護師・支援員・対応の専門家・物品補充等)を望みます。
全ての販売がなくなり、工賃収入が困難な状況。工賃基準を下げたくはない。工賃収入が不足した場合の補填について確認したい
緊急事態宣言解除後、報酬算定に関してどの時期まで保障されるのか不安がある。
利用者本人はもとより家族が感染した場合のその方への支援対応のため、疑いのある時にすぐにPCR検査を受けられるようにして欲しい。
5月4日付厚労省の事務連絡「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について」で、感染者が発生して施設内で療養を行う場合の具体的な対応が示されました。しかしながら、当事業所は1戸建てのグループホームで、法人内でもグループホームは1ユニットしかなく、厚労省が示すようなゾーニングができる環境がありません。玄関は一つ、ふろも一つ、トイレは3つありますが、廊下は共用、感染者と非感染者が接触しないよう分けることは困難です。 利用者全員が重度知的障害者で、マスクをできない人もいます。感染者を完全に個室隔離するなど外から鍵をかけない限り無理です(そもそも常に見守りが必要な方ばかりなので個室に鍵はありません)。 もし感染者が発生してホーム内で療養となれば、他の利用者が感染する恐れは限りなく高く、全員が感染という事態になりかねません。また、感染者を支援する職員と、他の利用者対応の職員を分ける対応も困難です。利用者6人に対し職員8人が交代で二人体制の夜勤をしている現状では、職員の余裕がありません。利用者の多くは重度の知的障害者で、支援者なしでは入院や宿泊療養施設に入ることは困難です。しかし、ホーム内で療養するとなると上記で述べたとおりクラスタ化するほかなく、ほんとうに感染者が出ることを想像すると恐ろしくてたまりません。先日ハートネットTVで千葉の入所施設の対応が報道されましたが、小さなグループホームではあのようなゾーニングや対応はできません。都や国には、入院が困難な小規模なグループホーム利用者がホーム以外で安全に療養できる方法を考えていただくよう切に望みます。
・工賃収入が絶望的なこと。・マスクや消毒剤など、安全に事業をおこなっていくために今後長期的に必要な経費を支援してほしい
グループホームでは、通所施設や病院デイケア、地域生活支援セターが軒並み、閉所、通所制限となっているので、ホームにいる利用者が多くなり、大変ななっています。通所施設は一部でも良いから通所をさせてあげて欲しいと思います。

現在、6月からの通所や土曜日の企画や職員会議をどうするか。東京都や清瀬市周辺の状況をみながらとは思っているのですが、早めに結論を出さなければならない。刻々と変わる状況への対応、だれが判断するのか温度差がある。自粛をいつまでお願いできるか、全員通所では密集になる。
自宅待機者への在宅支援が通常支援と合わせて二重になるため職員の負担が大きい
在宅支援と通常通所は、いつまで併用していいのか。感染防止、クラスター発生を避けるには通常時の1日35人では三密が起きやすく人数を縮小して活動を続ける時期が少なくとも来春まで続くのではないか
次亜塩素酸水はあるが、アルコール消毒がない。また、入れる容器(スプレー式)が足りません。
緊急事態宣言が解除された時期だからこそ、障害のある人と家族、支援者のPCR検査、抗原検査等を実施してもらいたい。
何ができるか、何かできるはずだが相談に乗ってもらったり話を聞いてほしい。同じような活動をしているところと情報共有したい
助成金の申請に前年度の収入、今年度の収入を申告するが、給付金収入と授産事業収入を合わせた額を申告しなくてはならず、授産事業収入が今年度ゼロ円でも対象となる減収金額にはならない。工賃保障のために授産事業収入だけを対象にしてほしい
就労Bの居宅支援について簡便な方法を認めるよう区に要請して改善されているが国の事例が現実的なものでない(実際に行うのは難しい)ので区の方針で行けるのか不安は残る。
重心の利用者など感染した場合に重篤となる可能性が高い利用者が多い。望む場合には抗原検査、PCR検査を受けられるようにしてほしい。
休んでいた分、仕事を作って軌道に乗せていくことが難しい。これまでのような作業提供がすぐできない＝工賃に影響。引き続き在宅支援を希望する方が数名おり、厚労省の通達どおり都も区も柔軟に在宅支援を認めてほしい。
利用者が出てこれず、働けず売上げがあがらない為、工賃が払えるか厳しいという点で困っている
サービス提供している利用者が他地域に亘っているので報酬条件の違いに合わせることが大変だった。もう少し統一したやり方をお願いしたい
在宅支援をいつまで保証してもらえるか不安

記述による懸念事項、課題、要望

